

神戸港を活用した環境負荷の少ない輸送形態への転換に向けた トライアル支援事業

募集実施要領

阪神国際港湾株式会社

神戸市港湾局

1. 目的

本事業は、カーボンニュートラルといった環境負荷低減の必要性等、昨今の社会情勢や様々な貨物の輸送形態を踏まえ、神戸港において環境負荷の少ない輸送形態への転換を促進することにより、物流分野の温室効果ガス排出削減・持続可能な物流体系の構築及び神戸港の高付加価値化・物流拠点機能の拡大を図ることを目的に実施するものです。

※阪神国際港湾(株)では、本事業の実施により得られた結果を分析し、今後の神戸港におけるポートセールス等に活用させていただきます。

2. 申請要件

(1) 対象事業

外貨及び内貨貨物の国内輸送について、神戸港を利用し、CO2 排出量の削減を目的に輸送形態の転換を行う下記の事業。ただし、転換前は大阪港を利用しており、転換後に神戸港を利用するものは除きます。また、転換により、発生する課題等を整理していただく必要があります。

① **(転換前)** ※神戸港以外を利用していた場合を含む。

- ・外貨貨物を貨物自動車により陸送していた事業
- ・内貨貨物を貨物自動車により陸送していた事業
- ・外貨貨物を航空機により空輸していた事業
- ・内貨貨物を航空機により空輸していた事業

(転換後) ※神戸港を利用する場合に限る。

- ・外貨貨物を船舶（内航船・フェリー・はしけ等）により海上輸送する事業
- ・内貨貨物を船舶（内航船・フェリー・はしけ等）により海上輸送する事業
- ・外貨及び内貨貨物を、神戸港を発着するフェリーを利用した貨物自動車により陸送する事業
- ・外貨貨物を鉄道輸送する事業

※令和3・4年度に本事業の決定を受けたことがある事業は対象となりません。

- ② 上記①の他、本事業の目的に合致すると阪神国際港湾(株)が認める事業。

※ただし、阪神国際港湾㈱が実施する「荷主・物流事業者向け支援事業」、「アジア広域集貨促進事業」との重複申請は不可とします。

(2) 支援対象経費

外貿及び内貿貨物の転換後の国内輸送経費（輸送費用、倉庫費用、梱包費用等）。

※通関申請費用等は対象外（対象となる範囲は別添の例による）

(3) 支援額

・支援対象経費（消費税込）に 1/3 を乗じて得た額

（1 事業者・1 共同申請団体あたり上限 300 万円（消費税込））

ただし、外貿コンテナ輸送に繋がるものについては、支援対象経費（消費税込）に 1/2 を乗じて得た額（1 事業者・1 共同申請団体あたり上限 500 万円（消費税込））

(4) 対象事業者

① 物流事業者（フォワーダー、陸運事業者、通関業者、内航船社、フェリー船社、はしけ運送事業者等）の単独申請

② 物流事業者と荷主の共同申請

※荷主の単独申請は受け付けておりません。

※最大 3 申請とします。（ただし、物流事業者の単独申請は 1 事業者につき 1 申請まで）

(5) 支援対象期間

令和 6 年 2 月 28 日まで（このうち、3. (2) 事業決定の通知の日から起算して最長 6 か月を経過する日又は令和 6 年 2 月 28 日のいずれか早い日まで）

※上記期間内において、輸送を完了させ、3. (9) で定める報告期限を遵守してください。

(6) 申請期間

令和 5 年 4 月 13 日～令和 5 年 12 月 28 日

※ただし、予算の執行状況により申請期間を変更することがあります。その場合は阪神国際港湾㈱HP でお知らせいたします。

※申請が受理され、阪神国際港湾㈱が申請内容の審査を実施する審査会において承認があり、決定通知書交付日以降に開始した事業のみ対象となります。（審査会での承認日以前に開始した事業は対象外となります。）

申請があった日から審査会までは概ね 1 か月ほどかかりますので、時間に余裕をもって阪神国際港湾㈱までお問い合わせください。

(7) 本事業の成果報告

輸送形態を転換したことにより、発生した課題や検証結果及び今後の取組等を事業実績報告書（様式 4）により、阪神国際港湾㈱に報告してください。

申請要件は事業対象期間中に変更となる場合があります。その場合は、阪神国際港湾㈱HP でお知らせいたします。

3. 支援事業の流れ

(1) 申請書類の提出

以下の書類を提出してください。

① 事業計画・実施申請書（様式 1）

・事業の概要、輸送区間、輸送期間、輸送の内容、CO₂ 排出量

※CO₂ 排出量は経済産業省・国土交通省により作成された「ロジスティクス分野における CO₂ 排出量算定方法共同ガイドライン」に基づき算出すること。

（参考 従来トンキロ法：輸送貨物量(t)×距離(km)×排出原単位/1,000,000)

尚、排出原単位は基本的に以下の通りとする。

航空：1,490 営業用貨物車：225 船舶：41 鉄道：18

② 団体概要（様式 2）

③ 支援対象経費の算出の根拠となる書類

・見積書、その他積算資料

※この他、審査で必要と認められる書類は別途求める場合があります。

(2) 事業対象決定の通知

阪神国際港湾㈱で申請書類の内容審査を行い、事業決定いたします。決定した事業について、文書にて事業対象決定通知書を交付します。

(3) 事業計画の取り下げ

事業対象決定通知までに応募を取り下げる際には、速やかに阪神国際港湾㈱に申し出てください。

(4) 輸送の実施

事業計画に沿って輸送を実施してください。申請内容と異なる事業は対象外となります。

(5) 事業計画の変更

事業対象決定通知後に事業計画を変更する必要がある場合には、阪神国際港湾㈱と事前に協議したうえで事業計画（中止・変更）届（様式 3）を速やかに提出してください。

ただし、変更内容によっては審査を経て予算の範囲内で事業対象決定通知の内容変更を行う場合があります。

(6) 事業の中止

事業対象決定通知後に事業計画を中止する場合は、事業計画（中止・変更）届（様式 3）を速やかに提出してください。事業対象決定通知の取り消しを行います。

(7) 不正行為等による事業対象決定通知の変更・取消

事業対象決定通知後に本事業に関して虚偽の申請や報告などの不正行為等が明らかになった場合は、事業対象決定通知を変更または取り消します。この場合、事業の進捗状況に関わらず、それによって事業者が損害が生じて、阪神国際港湾㈱は一切責任を負いません。

また、不正行為等の他、阪神国際港湾㈱から連絡があった期日までに必要書類を提出いただけない

場合は、阪神国際港湾㈱の判断で事業対象決定通知を取り消しとさせていただきますので、上記と合わせてご留意ください。

(8) 実績の報告

事業完了後、以下の書類を提出してください。

① 事業実績報告書

・事業計画に対応した実績（貨物量、走行距離、CO2 排出量、輸送経費等）

② 支援対象経費の実績額及び支払を明らかにした書類

・契約書、輸送実績が明示された請求書、領収書等の何れか 1 点の写し

(9) 報告期限

事業完了後、速やかに提出することとし、令和 6 年 2 月 28 日までに 3. (8)の書類を阪神国際港湾㈱宛に提出してください。上記期日までに提出が無い場合は、支援額の支払いはいたしません。

(10) 支援額の確定

事業実績報告書の提出を受け、阪神国際港湾㈱により業務が適正に履行されたかの検査を行ったうえで確定額を文書にて通知いたします。

(11) 支援額の請求

確定額の通知を受けた事業者は、速やかに阪神国際港湾㈱様式による請求書に必要事項を記入し、押印のうえ阪神国際港湾㈱宛に提出してください。

(12) 支援額の支払い

確定された支援額は、申請事業者に対して請求から概ね 1 か月後にお支払いします。ただし、3. (6) 又は(7)に該当し事業決定を取り消した場合は、支援額の支払いはいたしません。

また、3. (10)の検査において、事業計画との乖離が著しいことが判明した場合は支援額を支払いきないことがあります。

(13) 支援額の返還

3. (6)又は(7)に定める事由などにより事業決定が取り消され、阪神国際港湾㈱が支援額を支払い済みの場合、3. (14)に定める遅延利息等を加えたうえで、支援額の返還を求めることができます。この事業の履行が完了した後においても、同様とします。

また、支援額の支払い完了後において、支払い額の算出根拠となる数値の誤りや記入漏れなど各種書類の不備が明らかとなった場合、別途協議のうえ支援額の返還を求めることがあります。

なお、当該返還は、申請事業者が、合併、分割、株式交換、株式移転その他の組織改編行為、事業譲渡等を行う場合についてはその承継者等にも求めることがありますので、このような行為を行う場合は事前に書面により阪神国際港湾㈱に通知したうえで、阪神国際港湾㈱の同意を求めてください。

(14) 遅延利息

申請事業者は、上記 3. (13)に定める事由などにより支援額の返還を命ぜられ、その支払いを怠った場合、支払期限の翌日から支援額を完済した日までの期間に応じ、未払いの返還額に対し、年 14.6%

の割合で計算した額の遅延利息を阪神国際港湾㈱へ納付していただきます。

(15) その他

事業実施計画申請書、及び事業実績報告書における「輸送品目」が具体的に記載できない場合、港湾統計上の 82 品目分類 (<http://www.mlit.go.jp/common/001277868.pdf>) を参考にご記入ください。

事業者に対し、当該事業に関する報告を別途求めることがあります。

神戸港を經由して輸送が行われていることを確認するため、報告内容に応じて別途阪神国際港湾㈱が指定する件数の関係書類の提出 (B/L(写し)等) を求めます。併せて、検査 (現地立会や関係書類の確認など) を実施する場合があります。

以上

【本事業のお問い合わせ・受付窓口】

阪神国際港湾株式会社

神戸市中央区御幸通 8 丁目 1 番 6 号 神戸国際会館 20 階

営業部 営業課 ☎078-855-3206 (直通)

ホームページ <https://hanshinport.co.jp/>

E-mail senryaku@hanshinport.co.jp

フェリー・内航船を活用する例

神戸港を活用した環境負荷の少ない輸送形態への転換に向けたトライアル支援事業 (別添)

外貿貨物



転換後の国内輸送経費の $1/2$ の額を支援 (上限500万円)

内貿貨物



転換後の国内輸送経費の $1/3$ の額を支援 (上限300万円)

鉄道輸送を活用する例

神戸港を活用した環境負荷の少ない輸送形態への転換に向けたトライアル支援事業 (別添)



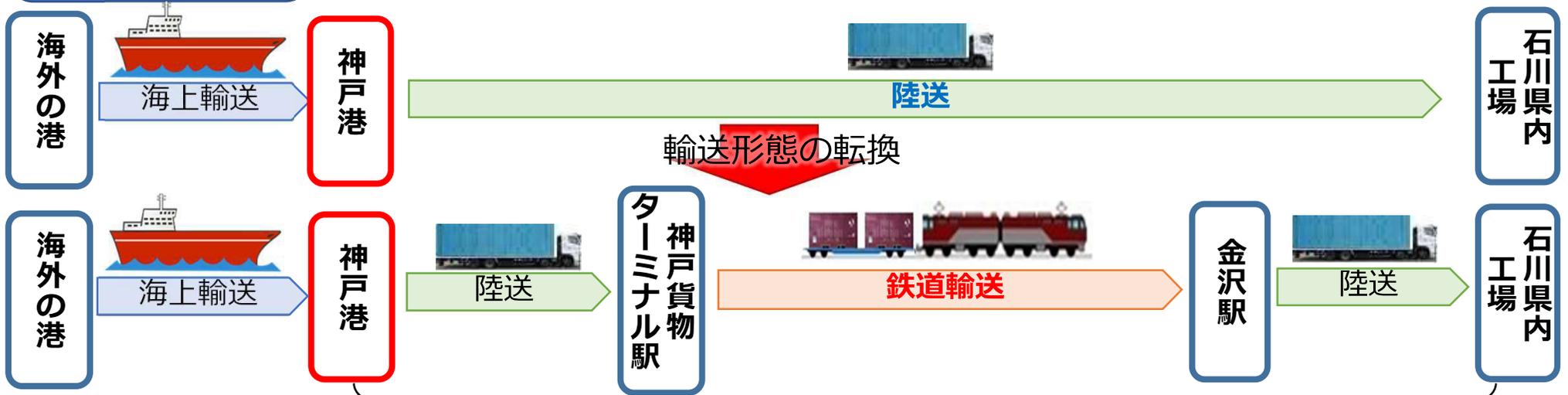
航空貨物からの転換例



在来船・RORO船を活用する例

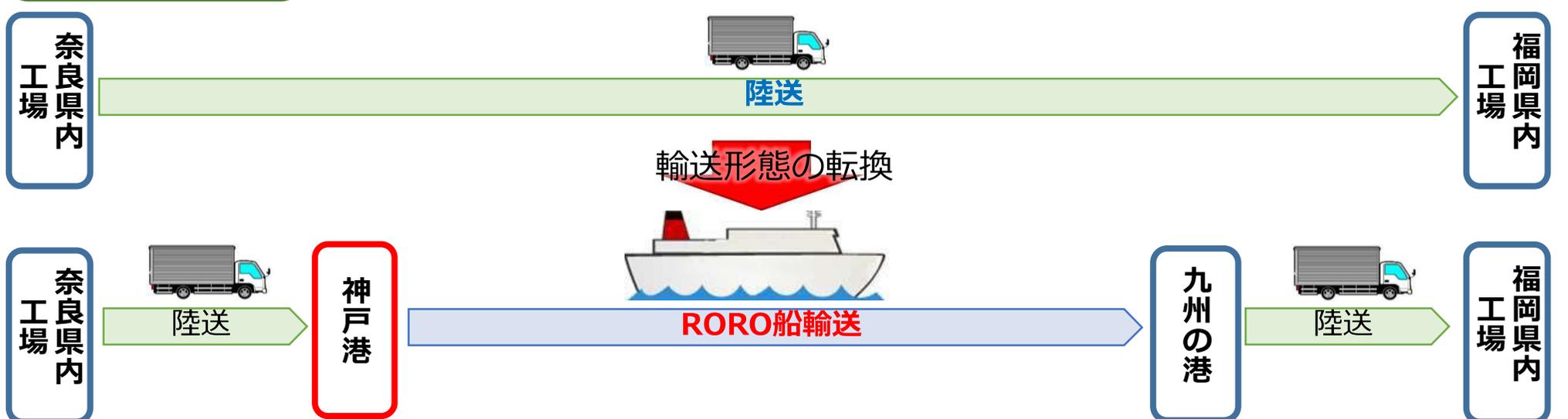
神戸港を活用した環境負荷の少ない輸送形態への転換に向けたトライアル支援事業（別添）

外貿貨物



転換後の国内輸送経費の1/3の額を支援（上限300万円）

内貿貨物



転換後の国内輸送経費の1/3の額を支援（上限300万円）